

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
廃白土、廃プラスチックについて、工程の見直し等による使用量の削減を行う。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
これまでに実施した取組を継続する。			
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油、廃白土、廃アルカリについては、工程毎に発生したものをそれぞれ保管する。 廃プラスチックについては、工場内の指定場所で一括収集する。		
③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでに実施した取組を継続する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 廃油を中間処理（脱水）して、製品化を行った。 廃油と廃白土を製品化（肥料）した。 廃油を油脂原料として再生利用した。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 現状の再生利用を推進し、また新たな製品開発に取り組む。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 廃油の中間処理（脱水）の推進。 廃油の油脂原料化の推進。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 現状の中間処理を推進する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	処理業者と委託契約を締結するにあたっては、事前の現地確認(処理状況、維持管理状況、周辺状況)するとともに、委託後に定期的な確認を行う。		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取組を継続する。 さらに適正な委託先の選定にあたっては、優良産業廃棄物処理業者に関する情報、公開される産業廃棄物処理施設の維持管理状況を活用する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

1. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者		所属：本社工場	職・氏名：工場長 岸秀俊
現場責任者		所属：本社工場	職・氏名：安全室長 中辻茂材
現場担当者		所属：製造部	職・氏名：田中俊生
		所属：資材部	職・氏名：築野敦子
		所属：製造部	職・氏名：築野太賀彦
役割	統括責任者	①委託契約の締結 ②処理業者の現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況）	
	現場責任者	①産業廃棄物の取扱手順等の策定 ②従業員及び下請業者への教育、啓発等 ③帳簿の作成 ④廃棄物処理法及び関係法令を遵守した作業の推進	
	現場担当者	①マニフェストの交付 ②産業廃棄物の分別、保管業務	

廃棄物管理組織

```
graph TD
    A[代表取締役社長] --- B[取締役会]
    A --- C[品質環境委員会]
    A --- D[工場長]
    D --- E[安全環境室]
    D --- F[総務部]
    D --- G[企画開発部]
    D --- H[営業部]
    D --- I[資材部]
    D --- J[製造部]
    D --- K[品質保証部]
    D --- L[技術部]
```

(2) 管理体制の強化

① 管理体制（組織）

工場内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するための横断的な組織（品質・環境委員会）を編成する。これには、工場長の常時参加及び関連部門の参画を図る。

② 管理方法

廃棄物管理手順書及び廃棄物化回避のための製品設計規定の作成について検討する。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修等を行う。

○ 管理職環境管理研修

課長級の職員を対象として、工場等において発生する産業廃棄物の管理、工場等に排出される排ガスや排水の管理に係る法制度について、大幅な改正が行われる毎に行う研修制度。

○ 廃棄物処理基礎研修

全ての従業員及び関係業者を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するための教育・研修制度。

○ 廃棄物担当者実務研修

各製造ラインにおける廃棄物担当者を対象として、廃棄物の取り扱いの実務研修制度。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

また、当工場で定期的に発行する工場レポートに大気汚染防止や廃棄物処理状況等を取りまとめて掲載する。